

令和8年度観光拠点等需要調査委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 業務名

令和8年度観光拠点等需要調査委託業務

(2) 業務の目的

県内の市町村が観光事業での活用を希望する土地、施設、民間所有の遊休施設及び空き家等（以下、「観光活用希望資産」という。）の活用可能性を調査するとともに、観光関連事業等を展開する民間企業（以下、「民間企業」という。）の観光活用希望資産への現地視察を実施し、本県への誘致や連携につなげ、地域の観光拠点施設等の整備を推進する。

(3) 業務内容

別添「令和8年度観光拠点等需要調査委託業務業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

2 見積限度額

3, 186千円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和8年度観光拠点等需要調査委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公平な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望するものは、知事が別に定める「競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して令和8年3月27日(金)までに高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備がある等のときは、入札参加資格が与えられない場合がある。なお、審査申請書を提出するときは、本プロポーザル募集の日、プロポーザルの件名及び審査委員会の日時を審査申請書の欄外に朱書きで記入するとともに申し出ること。

(競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先)

所在地 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

機関名 高知県会計管理局総務事務センター

TEL 088-823-9788 FAX 088-823-9266

E-mail 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/180301/>

6 説明会

説明を希望される場合は個別に対応いたしますので、令和8年3月19日(木)17時までに、下記【14 問合せ先】までお問い合わせください。

7 質疑と回答

資格要件及び企画提案書の作成・審査等に関する質疑は、令和8年3月24日(火)17時までに、質疑書(様式1)により、持参・郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。送信後必ず、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は高知県観光振興スポーツ部地域観光課のホームページに掲載します。

[ホームページ] <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020000/020601/>

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(様式2)に資格要件の確認書類等を

添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書 (様式2)	A4縦	1部
2	共同提案者一覧 (様式3) ※1	A4縦	1部
3	資格要件確認書 (様式4)	A4縦	1部
4	法人等概要書 (様式5)	A4縦	1部
5	法人登記簿謄本	-	1部
6	入札参加資格登録者名簿への審査申請書の写し※2	-	1部
7	都道府県税の納税証明書 (写し可) ※3	-	1部
8	消費税及び地方消費税の納税証明書 (写し可) ※3	-	1部

※1 複数の事業者による共同提案 (JV) の場合のみ必要

※2 入札参加資格登録名簿への登録予定の場合のみ必要

※3 競争入札参加資格者として登録を受けている場合は、納税証明書の添付を省略できます。

(1) 参加申込書 (様式2)

ア 提出方法

持参、郵送 (書留郵便又は配達証明に限る) 又は電子メール

※電子メールによる場合は、電話により必ず着信を確認してください。

イ 提出期限

令和8年3月27日 (金) 17時必着

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県観光振興スポーツ部地域観光課 TEL 088-823-9612

E-mail 020601@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 複数の事業者による共同提案 (JV) の場合の留意事項

ア 幹事者を決め、「参加申込書 (様式2)」は幹事者が提出してください。

イ 全ての共同提案者について、「共同提案者一覧 (様式3)」に記入のうえ、「共同企業体協定書」(写し) と併せて提出してください。

ウ 幹事者及び全ての共同提案者について、「資格要件確認書 (様式4)」、「法人等概要書 (様式5)」を提出してください。

エ 「参加申込書 (様式2)」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、提出期限までに、変更後の「参加申込書 (様式2)」、「共同提案者一覧 (様式3)」及び「共同企業体協定書」(写し) を提出してください。

オ 共同体の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の共同体の構成員として参加することはできません。

(3) 資格要件の確認

高知県観光振興スポーツ部地域観光課で、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年3月31日（火）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書等の作成

別途定める「令和8年度観光拠点等需要調査委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「令和8年度観光拠点等需要調査委託業務の公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和8年4月22日（水）（予定）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

<高知県情報公開制度>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>

12 日程

令和8年	3月19日（木）～23日（月）	個別説明対応期間
	3月24日（火）	質疑書の提出期限
	3月27日（金）	参加申込及び資格確認書類提出期限
	4月10日（金）	企画提案書の提出期限
	4月17日（金）	審査委員会（プレゼンテーション）
	4月22日（水）	審査結果通知（予定）

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式6により提出してください。

開示・非開示の判断は様式6に基づき行うものではなく、様式6を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

<高知県情報公開制度>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県観光振興スポーツ部地域観光課

担当：谷脇、速渡

T E L 088-823-9612 F A X 088-823-9256

E-mail 020601@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利

益な取扱いをするものではありません。

- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (4) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、協議により変更・修正を加える場合があります。
- (5) 令和8年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。